

(1988年)、新潟県巻町条例(1996年)

- 南島町(1993年と1995年)、紀勢町(1995年)、海山町(2001年)、名張市(2002年)

○常設型(箕面市市民参加条例、高浜市住民投票条例、杉並区自治基本条例など)

(3) 指導要綱の条例化(要綱行政からまちづくり条例へ)

○開発指導要綱(1996年の調査によれば、1513市町村で2111要綱)と国の運用に対する抑制的通達(規制緩和の潮流)と行政手続法

○紛争調整型条例(民民間紛争調整)(各地の中高層建築条例、杉並区特定商業施設の出店及び営業に伴う住宅地に係る環境の調整に関する条例)

○開発・建築指導要綱の条例化(横須賀市の特定建築行為等行為に係る基準及び手続並びに紛争の調整に関する条例、札幌市緑の保全と創出に関する条例、大磯町まちづくり条例、川崎市条例など)

○フルスペックのまちづくり条例(委任条例と自主条例の統合、まちづくり計画への統合)(国分寺市条例2004年、練馬区条例2005年)

(4) 法定外税条例の制定

○東京都ホテル税、神奈川県の臨時特例企業税と水源環境税、山梨県河口湖町ほかの遊魚税、三重県の産業廃棄物埋立税など

○豊島区の放置自転車等対策推進税条例・狭小住戸集合住宅税条例

○横浜市勝馬投票券発売税事件=国地方係争処理委員会勧告平成13年7月24日
判時1765号26頁

(5) 過料を活用した条例

○安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例の路上禁煙地区制度など

(6) 条例による事務処理の特例(都道府県から市町村への事務移譲)の活用

○積極的に活用され、総計200以上の法律が対象となっている。都市計画法の開発行為の許可、土地区画整理組合法の組合設立認可、換地計画の認可、農地転用許可、大気汚染防止法の諸権限、浄化槽法の浄化槽の設置・水質検査、商工会法の定款変更認可、工場立地法の特定工場の新設届出受理、特別養護老人ホームの設置認可、介護保険サービス事業者の指定・監督など。

II 第2次分権改革と条例

1 地方分権改革推進法(2006年)と条例

(1) 自治体への権限委譲の推進と自治体事務の処理又はその方法の義務付け及び関与の整理・合理化(5条)

(2) 自治体行政の公正確保・透明性の向上・住民参加の充実等の措置による自治体行政体制の整備・確立(7条)

2 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(2007年11月16日)と条例

○「地方政府の確立には、行政権の分権だけでなく立法権の分権が不可欠であり、立法権の分権を目指すことは政治改革に連動している。そのため、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて抜本的改革が必要になるとともに、休日、夜間の議会開催、議員による条例提案の活発化など積極的な議会運営が求められる。ま



大阪高判平成 10 年 6 月 2 日判時 1668 号 37 頁

※民事執行不可論=最判平成 14 年 7 月 9 日民集 56 卷 6 号 1134 頁

(3) 産業廃棄物処理施設規制条例事件（廃棄物法との適合性）

○宗像市条例事件=福岡地判平成 6 年 3 月 18 日判タ 843 号 120 頁

○阿南市条例事件=徳島地判平成 14 年 9 月 13 日判自 240 号 64 頁

高松高判平成 18 年 1 月 30 日判時 1937 号 74 頁

○紀伊長島町条例事件=最判平成 16 年 12 月 24 日判時 1882 号 3 頁

※目的の異同と、規制の観点の異同（環境保全条例と水源保護条例）

※狙い撃ち規制、施設設置手続着手済み事業者規制の問題

(4) 固有の自治事務領域の条例優先論と立法整備論

○新地方自治法の諸原則（自治法 1 条の 2、2 条 2 項、2 条 11 ~ 13 項）

3 上乗せ条例（並行条例・外付け条例）と「書き換え」条例

(1) 「書き換え」条例論の出現（北村喜宣、櫻井敬子、斎藤誠）

(2) 自治事務に関する法令の規定の標準法説・標準設定説（自治法 2 条 13 項）

4 「上書き」条例の光と陰

(1) 地方の自主・自律の理念の確立

○第一次分権改革の成果（関与の廃止・縮減）と法令による規律密度の強化（自治法 2 条 13 項と地方分権推進委員会第 1 次勧告との齟齬）

○法令による条例委任の場合の「逆締め付け」問題

○事務・権限の実質的確保

○法令の規定の条例による補正（補充・調整・差替え）の許容
（参照）条例による事務処理特例、地方税における標準税率制など

(2) 上乗せ条例（並行型条例・外付け条例）においてありうる二重規制問題を回避できる。

(3) 規制緩和的「上書き」の問題

○構造改革特区法による特区における規制緩和

○環境保護的規制の緩和の危険

IV 最近の条例制定課題

1 住民自治を充実させるための条例

（自治基本条例、市民参加条例、市民協働条例、NPO 支援条例、パーセント条例、
住民投票条例）

(1) 情報公開条例の展開

○議会の情報公開（実施機関化=都道府県 30、指定都市 15、市区町村 1767。）

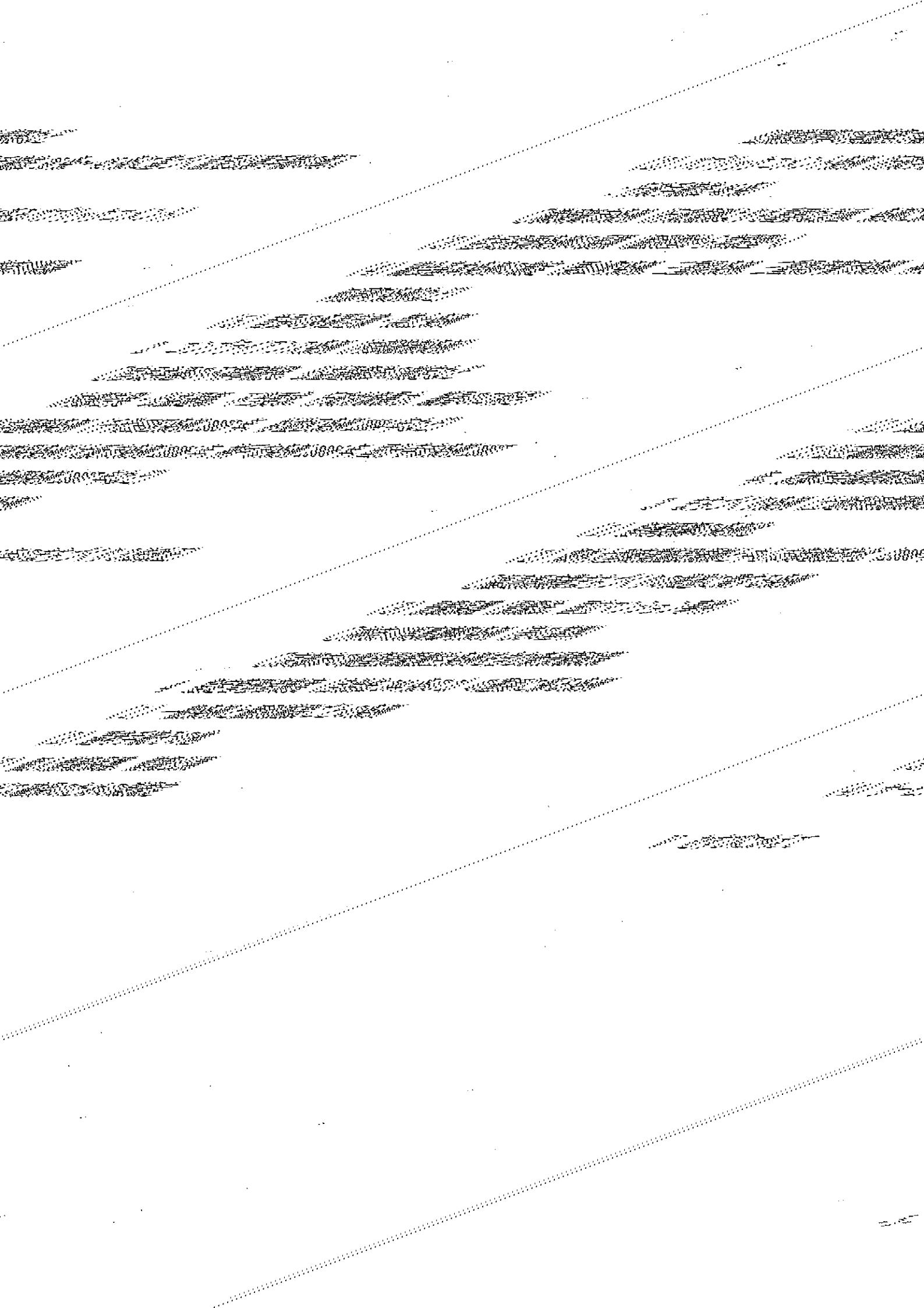
議会独自条例=都道府県 17、指定都市 2、市区町村 31。）

○公安委員会と警察本部長の情報公開（全ての都道府県）

○地方三公社（地方開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社）の実施機関化
(都道府県 16、指定都市 2)

○地方独立法人（平成 15 年法制度化）の実施機関化（都道府県 12、指定都市 5）

○それ以外の外郭団体（第三セクター等の民商法上の法人）については、独自の





- ① 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
 - ② 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
 - ③ 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - ④ 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - ⑤ 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - ⑥ 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
 - ⑦ 國際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- 法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項）とされていること、他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（地方自治法第2条第9項第1号）であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（地方自治法第245条の9）とされていること、を踏まえたものである。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならないことは当然である。

III 見直しの作業方針

- 中間的な取りまとめ後、速やかに、各府省が所管する法令のうち、自治事務でありながら法令による義務付け又は枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないもの（Iの分類のうち、1b、2b）について、期限を切って、
- (1) 上記メルクマールに該当するもの、上記メルクマールに該当しないものに分類すること
 - (2) 分類の結果、上記メルクマールに該当しないものについては具体的な廃止のための案を提示すること
 - (3) (2)にかかわらず、各府省において、上記メルクマールに該当しないが、なお存置する必要があると考えるもの（条例で自主的に定める余地を認めた上で存置する必要があると考えるものを含む。）についてはその理由を提示すること
- を各府省に求めることとする。なお、自治事務でありながら、法令による義務付け

